

# 平成24年度 安房教育研究所 夏季宿泊研修会

平成24年8月16日(木)

講師 神奈川大学特別招聘教授

中央教育審議会委員

安彦 忠彦 先生

## 「新学習指導要領の趣旨と活用力の育成について」

(講演要綱)

はじめに：学習指導要領改訂の背景

- (1) 教育基本法等の改正を踏まえた学習指導要領の改訂
- (2) 学校教育法改正による義務教育重視：幼と小中の制度的な一貫性と9年間の重視
- (3) 日本の歴史的な位置の変化：キャッチアップした国の教育＝「思考力」重視
- (4) 日本社会の教育力の衰退：社会全体の取組による教育の回復・再生の声
- (5) 日本の学校教育の国際比較上の変化：OECD/PISAの学力観と学力の低下傾向

### 1 新学習指導要領の全体特性

- (1) 義務教育9年間の教育課程：学校教育法第21条の目標規定＝6－3制の相対化
- (2) 「実社会・実生活に生きる力」の育成：「知識・技能」により質を高めた「思考力等」の育成＝学校教育法第30条の学力規定＝知識・技能＋思考力等＋態度(意欲)
- (3) 「活用型」学習の具現化：学習の新類型の導入＝習得型と探究型を媒介する学習類型
- (4) 「持続発展教育」(ESD)の導入による「環境教育」の強化：国際連携・国際協力の不可欠性＝国家主義・民族主義・自国の利益優先は通用しなくなりつつある！
- (5) 道徳教育の一層の強化：「学校外の教育資源」の一層の効果的利用の促進＝社会人・外国人の参加促進

### 2 新学習指導要領の趣旨：「活用型」学習との関連を中心に

- (1) 「生きる力」という理念の共有：現行の理念の継承、実現方策の改善
- (2) 基礎的・基本的な知識・技能の習得：思考力・活用力等との高い相関
- (3) 思考力・判断力・表現力等の育成：「活用型」学習を「媒介」とする最終的な目標
- (4) 「確かな学力」確立のための授業時数の確保：「思考力等」育成のための時数増！
- (5) 学習意欲の向上や学習習慣の確立：生活や学習の習慣形成による意欲の下支え

### 3 新学習指導要領における「活用型」学習の意義

(1) 新学習指導要領における「活用型」学習の規定

#### ① 「第1章 総則」「第1 教育課程編成の一般方針」(学校教育法 第30条 2項)

「学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に定着させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。」

② 同上 「第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」「2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする」

「(1) 各教科等の指導に当たっては、児童の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視する(下略)」

「(2) 各教科等の指導に当たっては、体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視するとともに、児童の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること」

(2) 中教審答申における三つの学習の型の規定：習得－活用－探究とその相互関係

「今回の改訂においては、各学校で子どもたちの思考力・判断力・表現力等を確実にほぐくむために、まず、各教科の指導の中で、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、観察・実験やレポートの作成、論述といったそれぞれの教科の知識・技能を活用する学習活動を充実させることを重視する必要がある。」

「各教科におけるこのような取組があってこそ総合的な学習の時間における教科等を横断した課題解決的な学習や探究的な活動も充実するし、各教科の知識・技能の確実な定着にも結び付く。このように、各教科での習得や活用と総合的な学習の時間を中心とした探究は、決して一つの方向で進むだけでなく、例えば、知識・技能の活用や探究が

その習得を促進するなど、相互に関連し合って力を伸ばしていくものである。」(答申、24～25頁)

→ 相互に関連するとしても、主たる狙いと副たる効果は区別する必要がある！

(3) 「活用型」学習の特徴と役割

① 「活用型」学習は、「探究型」学習の質の向上を図るために導入されたものであるから、最終的な「探究型」学習へ「習得型」学習の成果をつなぐ「媒介的役割」を負ったものである。文脈上の相違は明確に意識されていなければならない。

② 「活用型」学習は、何を活用するのが明確である。つまり、教科で学習した知識・技能のうち、活用させておいた方がよいと予想されるものを、子どもたち「全員共通に」、「教科学習の時間に」活用させるのである。

③ 「活用型」学習は、知識・技能を活用する体験を通して、「探究型」学習への「馴らし運転＝準備運動」的な経験を積むということである。この意味で、「活用型」学習の中身は「教師が選ぶもの」であり、教師に主導権があるものである。

おわりに

・文科省の「全国学力・学習状況調査」の「活用領域」で調査されている「活用力」は広義であり、「活用型」学習だけではなく、「探究型」学習でも育てられる性質のものである。

(参考文献)

- ・浅沼 茂編『「活用型」学習をどう進めるか』教育開発研究所、2008年
- ・安彦忠彦編『「活用力」を育てる授業の考え方と実践』図書文化、2008年
- ・同編『平成20年版小学校(中学校)新教育課程教科・領域の改訂解説』明治図書、2008年
- ・同編『平成21年版高等学校学習指導要領改訂のピンポイント解説』明治図書、2009年
- ・同編『高等学校新学習指導要領の展開：総則編』明治図書、2009年
- ・安彦忠彦『「教育」の常識・非常識－公教育と私教育をめぐって－』学文社、2010年
- ・安彦忠彦『公立学校はどう変わるのか』教育出版、2011年